

下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の一部を改正する要領

下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領（平成29年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第3 総合評価方式における評価方法 4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等 (1) 企業の技術力 ③ 企業の技術的能力 表-10 表-10			第3 総合評価方式における評価方法 4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等 (1) 企業の技術力 ③ 企業の技術的能力 表-10 表-10		
項 目	留 意 事 項	様式 番号	項 目	留 意 事 項	様式 番号
略	略	略	略	略	略
作業船の保有状況	①主作業船を使用する海上工事において、次に掲げる通常海上工事に使用される作業船（15種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。  主作業船（15種） 1～15 略 ②保有が確認できる資料として、 <u>登記簿謄本、船舶検査調書、海上保険証券又はその他所有権を証する契約書等のうち、いずれかの写し及び作業船の全形写真を添付すること。</u>	-	作業船の保有状況	①主作業船を使用する海上工事において、次に掲げる通常海上工事に使用される作業船（15種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。 <u>なお、共同保有とは、作業船の保有あるいは作業船の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担していることをいう。</u> 主作業船（15種） 1～15 略 ②保有が確認できる資料として、 <u>登記簿謄本、船舶検査調書又は海上保険証券のうち、いずれかの写しを添付すること。</u>	-

改正前			改正後		
	<p>③保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。</p> <p>④共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	—		<p>③共同保有の場合は、①のなお書き以降が明記されている契約書等の写しを添付すること。</p> <p>④保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。</p> <p>⑤共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	—
略	略	略	略	略	略

様式第2号（特別簡易型）、様式第2号（簡易型）及び様式第2号（標準型）中「船舶検査調書、」を「船舶検査調書又は」に改め、「又はその他所有権を証する契約書等」及び「及び作業船の全形写真」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正後の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公告又は通知する競争入札について適用し、施行日より前に公告又は通知した競争入札については、なお従前の例による。